

別 表

公文書の種類	供与する写し等	金額
文書、図画及び写真	公文書の写し (単色刷り)	A 3判までの用紙1枚につき10円。 ただし、両面複写により写しを作成する場合は、片面を1枚として額を算定する。 また、A 3判を超える大きさの物については、A 3判用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
	公文書の写し (多色刷り)	A 3判までの用紙1枚につき40円
文書、図画及び写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録	光ディスク	光ディスク(CD-R700メガバイト)1枚につき40円にA 3判までの用紙1枚につき10円を加えた額
		光ディスク(DVD-R4.7ギガバイト)1枚につき70円にA 3判までの用紙1枚につき10円を加えた額
写真フィルム	印画紙に印画した物	委託に要する実費
スライドフィルム	印画紙に印画した物	委託に要する実費
マイクロフィルム	用紙に印刷した物	委託に要する実費
電磁的記録	光ディスク	光ディスク(CD-R700メガバイト)1枚につき100円
		光ディスク(DVD-R4.7ギガバイト)1枚につき130円
備考 上記のほか、請求者の承諾を得て、実施機関が写し等の作成を外部に委託した場合において、当該写し等を供与するときは、請求者は、当該委託に要する実費を負担するものとする。		